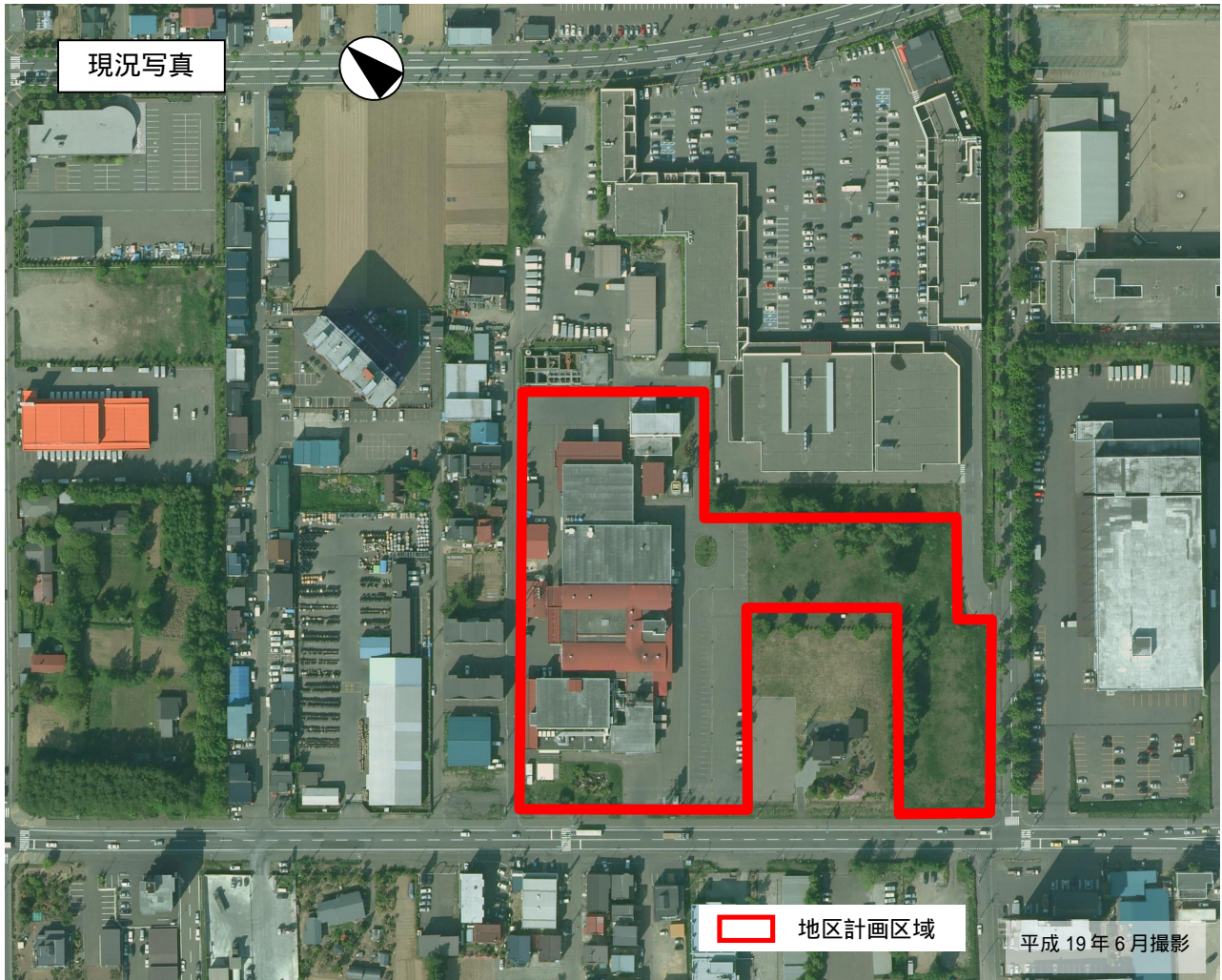


南平岡 2 条地区に関連する都市計画の決定について



1 概要

(1) 位置：札幌市清田区平岡 2 条 5 丁目

《現在、民間宅地開発事業が行われている区域、航空写真参照》

(2) 都市計画の決定内容

地区計画の決定

2 経緯

- ・ 南平岡 2 条地区は、昭和 4 5 年の当初線引き時の市街化区域である
- ・ 当該地は乳製品工場跡地で、平成 2 0 年 9 月から民間宅地開発事業が行われており、平成 2 1 年 6 月の事業完了予定である
- ・ 用途地域は第一種住居地域および準工業地域を指定している。
- ・ 準工業地域部分に第二種職住共存地区を指定している

3 理由

民間宅地開発事業の実施によって新たに土地利用が確定する区域について、良好な市街地環境を維持保全していくため、地区計画を決定する。